

第2章 事業概要の整理

2.1 現状

(1) 給水

本市の令和3年度時点の行政区域内人口は85,729人、計画給水人口は89,400人である。

表 1 給水状況

給水人口・給水量		
行政区域内人口(人)	85,729	令和3年度決算統計より
計画給水区域内人口(人)	89,600	第7次拡張計画より
計画給水人口(人)	89,400	
計画給水普及率(%)	99.9(R10)	
計画一人一日平均給水量(m ³)	0.481	
計画一人一日最大給水量(m ³)	0.577	
計画一日平均給水量(m ³)	43,000	
計画一日最大給水量(m ³)	51,600	

(2) 施設

主な水源は深井戸が 8 施設、浅井戸が 6 施設、表流水が 5 施設の計 19 施設を保有している。また、ポンプ場は 33 機場、配水池は 56 池を有している。

表 2 水道施設一覧

地区名	No.	水道施設名	水源種別	浄水方法	一日最大計画給水量 (m ³ /日)	ポンプ場	配水池
関地区	1	小瀬水源地	地下水 (深井戸)	塩素滅菌	8,170	16機場	20池
	2	白金水源地	地下水 (深井戸)	塩素滅菌	14,020		
	3	広見水源地	地下水 (深井戸)	塩素滅菌	4,740		
	4	東志摩水源地	地下水 (深井戸)	塩素滅菌	7,520		
	5	白金第2水源地	地下水 (深井戸)	塩素滅菌	8,260		
武芸川地区	6	武芸川水源地	地下水 (浅井戸)	塩素滅菌	4,269	1機場	3池
	7	寺尾浄水場	地下水 (浅井戸)	緩速ろ過+塩素滅菌	431		
洞戸地区	8	中央第2水源	地下水 (深井戸)	塩素滅菌	598	3機場	8池
	9	中央第3水源	地下水 (深井戸)	塩素滅菌	544		
	10	北浄水場	表流水	緩速ろ過+塩素滅菌	80		
	11	小瀬見浄水場	表流水	緩速ろ過+塩素滅菌	11		
板取地区	12	白谷地区浄水場	地下水 (浅井戸)	急速ろ過+塩素滅菌	84	0機場	8池
	13	南部地区浄水場	表流水	急速ろ過+塩素滅菌	217		
	14	中切地区浄水場	地下水 (浅井戸)	急速ろ過+塩素滅菌	108		
	15	三友地区浄水場	表流水	急速ろ過+塩素滅菌	159		
	16	岩本地区浄水場	表流水	急速ろ過+塩素滅菌	52		
	17	二共地区浄水場	地下水 (浅井戸)	急速ろ過+塩素滅菌	18		
	18	大知摩地区水源池	地下水 (浅井戸)	塩素滅菌	3		
武儀・上之保地区	19	下岩水源地	地下水 (深井戸)	塩素滅菌	2,278	13機場	17池
合計	19施設		深井戸 8施設 浅井戸 6施設 表流水 5施設	塩素滅菌 10施設 緩速ろ過 3施設 急速ろ過 6施設	51,562 (※51,600)	33機場	56池

※一日最大計画給水量は、関市水道事業第7次拡張変更認可による

出典:関市水道ガイドブック「見せませ関の水道」、p4

(3) 料金

1ヵ月あたりの基本料金及び水量料金を表 3、表 4 に示す。本市では、基本料金と水量料金の二部料金制を採用し、量水器の口径と使用水量に応じた料金を設定している。

表 3 基本料金 (1ヵ月あたり) ※税抜

口径 (mm)	13	20	25 30	40	50	75	100	150
金額 (円)	560	620	1,370	1,950	2,640	3,560	4,150	8,630

表 4 水量料金 (1ヵ月あたり) ※税抜

使用水量	10m ³ 以下	10~20m ³ 以下	20~300m ³ 以下	300m ³ 超
金額 (円)	20	80	130	180

(4) 料金改定の経緯

水道料金・簡易水道料金全体で平成 20 年に 3.1%の引き上げ、平成 24 年に 19.9%の引き上げを実施している。以降、消費税による相応分の引き上げを実施し、令和 6 年 7 月分から 22%の引き上げを予定している。

表 5 料金改定の経緯

施行年月日	改定の主な内容	改定の目的
H20.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 12 月 21 日議決 ・平成 20 年 7 月(期)分から ・水道料金・簡易水道料金全体でおよそ 3.1%の引き上げ ・地域ごとの上下水道料金を関市全域で統一 	<p>平成 17 年 2 月 7 日の旧武儀郡 5 町村との合併の際、合併後 3 年で料金統一を図ることが取り決められていた。</p> <p>また、予想される水需要の伸びに適應するためには供給施設等の更新、維持管理、及び拡張設備投資が必要であり、その財源を確保しつつ健全経営を図るため料金改定を行った。</p>
H24.7.1	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 6 月 22 日議決 ・平成 24 年 11 月(期)分から ・水道料金、簡易水道料金全体でおよそ 19.9%の引き上げ ・20m³ までは基本料金に含まれていたが 1m³ から水量料金が加算されるよう変更 ・用途別使用料体系を口径別使用料体系へ変更 ・量水器利用料は基本料金に含まれものとして廃止 ・水量料金の単価の引き上げ 	<p>経営の安定を図りつつ、老朽管等の更新事業に必要な費用の一部を賄うための財源確保を目的に料金改定を行った。</p>
H26.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税額を 5%から 8%へ変更 	<p>消費税が平成 26 年 4 月 1 日に 5%から 8%へ引き上げられることに伴い、相応分を料金に転嫁した。</p>
R1.10.1	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税を 8%から 10%へ変更 	<p>消費税が令和元年 10 月 1 日に 8%から 10%へ引き上げられることに伴い、相応分を料金に転嫁した。</p>
R6.7.1	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 7 月分から水道料金全体で 22%の値上げを予定 	<p>経営の安定を図りつつ、老朽管等の更新事業に必要な費用の一部を賄うための財源確保を目的に改定を実施する。</p>

(5) 組織

平成 28 年 10 月から水道料金徴収業務を民間委託したことにより、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて正職員の数が減少している(3 名減)。

表 6 職員数の推移・組織図

	正職員(人)	臨時職員(R1 以前) 会計年度任用職員(R2 以降)(人)
平成 28 年 4 月 1 日時点	24	1
平成 29 年 4 月 1 日時点	21	1
平成 30 年 4 月 1 日時点	20	3
令和元年 4 月 1 日時点	21	2
令和 2 年 4 月 1 日時点	21	2
令和 3 年 4 月 1 日時点	22	1
令和 4 年 4 月 1 日時点	21	1



2.2 これまでの主な経営健全化の取組

(1) 料金徴収業務の民間委託

平成 28 年 10 月 1 日より、料金徴収及び窓口業務を民間事業者に委託することで、職員の負担を軽減し、人件費の抑制を図った。また、料金収納に関しては民間のノウハウをもって迅速な対応が可能になり、委託前に比べ収納率が向上した。

(2) 施設の整備・統廃合

本市は、平成 17 年 2 月に関市、洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村の 6 市町村が合併し、現在に至る。

合併により、1 上水道、12 簡易水道、4 飲料水供給施設の 17 水道事業となり、多くの水道施設の管理運営をするにあたって、施設配置やその運用方法などの合理化が必要となり、これまでに表 7 に示す事業・施設の整備、統合等を行った。

表 7 施設の整備・統廃合の概要

年度	内容
平成 22 年度～平成 28 年度	武儀、上之保地区の簡易水道事業の統合(武儀下岩水源へ一本化)
平成 29 年度	簡易水道事業(法非適 [※])の上水道事業(法適用 [※])への統合
令和元年度	配水管新設による富野北東部地区への武儀下岩水源からの配水(配水能力の有効活用)
令和元年度～令和 3 年度	洞戸中央第 2 水源、第 3 水源の浄水設備の統合更新
令和 3 年度	配水管新設による武芸川寺尾地域への洞戸中央水源からの配水(配水能力の有効活用)

2.3 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表とは、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他公営企業との比較を行ったものであり、現状や課題等を的確に把握することが可能となっている。

●経常収支比率

過去 5 か年の経常収支比率については、100%以上を維持している。

●企業債残高対給水収益比率

簡易水道の統合により、給水収益に対する企業債残高の割合が、類似団体平均に比べ高い状態となっている。経年的に減少傾向にあるが、今後の施設更新等における起債については慎重に行う必要がある。

●料金回収率

平成 30 年度以降 100%を下回っている。このことは、料金収入で給水に係る費用が賄われていない状況を意味しており、現状では料金水準が適切であるとは言えない。しかし、令和 6 年 7 月の料金改定により、改善が見込まれる。

●給水原価

類似団体平均値と比べて低く抑えられており、効率的な給水が行なわれていることを意味している。今後さらに効率化を進め、給水原価を下げる努力が望まれる。

●施設利用率

類似団体平均値を上回っており、概ね 8 割程度で推移している。しかし、漏水などで無用な配水量が増えている可能性があるため、有効率、有収率と合わせて、施設の効率性を分析する必要がある。

●有収率

類似団体平均値を大きく下回っている。今後は有収率を上げるために必要な修繕や布設替え工事を積極的に実施する必要がある。

●有形固定資産減価償却率

類似団体平均値を下回っている。経年的に増加しており、施設や管路の老朽化が進んでいることを示している。

●管路更新率

類似団体平均値を上回っている。更新率は 1%以下であり、すべての管路を更新するためには 100 年以上必要となる。そのため、管路更新に対して積極的な投資を行うとともに、施設の統合化やダウンサイジング等を図り、効率的かつ効果的な管路更新を実施する必要がある。

経営比較分析表（令和3年度決算）

岐阜県 関市

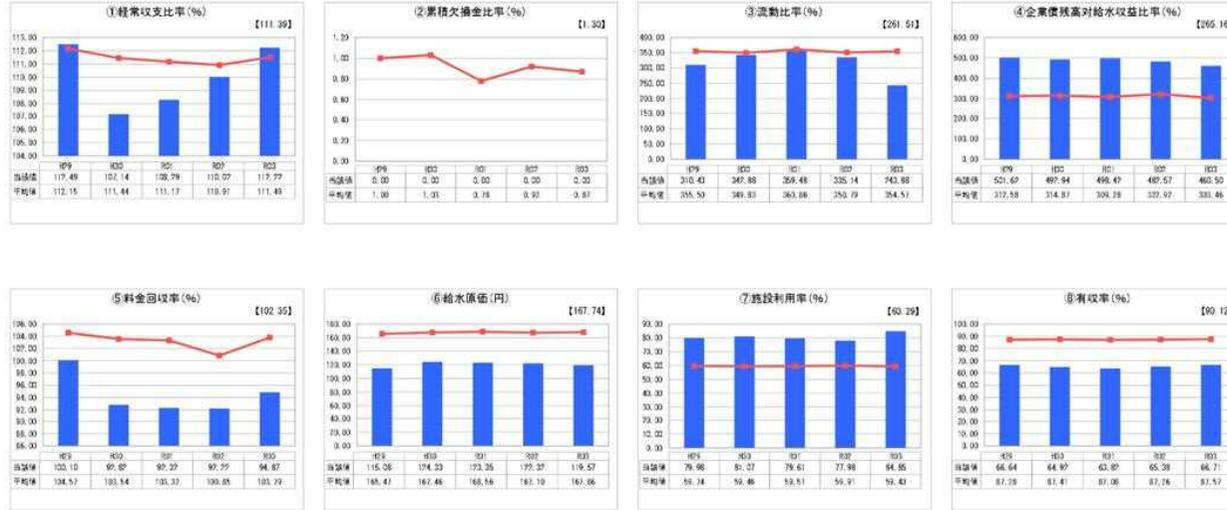
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末梢給水事業	A4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり水道料金(円)	
-	67.78	99.73	1,716	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
86,273	472.33	182.65
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
85,495	158.55	539.23

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- [] 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

平成29年度当初に簡易水道事業を統合した事により、経常収益、支出や企業債残高、有形固定資産も増加するなど経営環境が一変した。
 令和3年度は給水収益等の減少により、経常収益が減少したが、等価費、工事費負担、人件費、減価償却費等が減少し、経常支出全体としては減少したため、①経常収支比率および⑤料金回収率は若干の増加、⑥給水原価については若干の減少となっている。給水収益の減少が続く、引き続き厳しい状況が懸念されるため、改めて河床の傾向を見極める必要がある。
 ④企業債残高対給水収益比率は旧簡易水道事業債の引続きにより高まったが、旧簡易水道事業債の元金償還には、引き続き一般会計からの補助金及び出資金を充当する見込みである。
 ⑦施設利用率は依然として、類似団体平均を大きく上回っており、⑧有収率が60%と低いことが一因であり、その改善により施設利用率の低下や、ダウンサイジングに繋げることが出来ると考えられる。
 ⑧有収率については、若干の改善が見られたが、依然として、老朽化が進んだ管路からの漏水が多くの箇所で見舞っている事が考えられ、老朽管対策事業等による継続的な管路の更新が求められる。

2. 老朽化の状況について

平成29年度当初に簡易水道事業を統合し、比較的年齢の新しい資産を引き継いだ事により①有形固定資産減価償却率、②管路経年化率とも一時的に下がったが、その後は再び上昇に転じている。③管路更新率については、令和3年度は、継続的に行っている老朽管対策事業とともに、特定供給を目的とした配水管の新設事業を行ったため低下している。
 依然として、全ての管路を更新するのに100年以上を要する状況に変わりはなく、これまで以上に老朽管の更新を推し進める必要がある。

全体総括

給水収益が減少するなか、老朽化した設備の修繕やその更新需要を抱え、厳しい経営状況に置かれている。その中でも有収率の改善及び老朽管対策としての管路の更新を続けることは出資者、そのための財源を確保する必要がある。経常的費用の効率化を進めるとともに、財源確保に向けて水道料金の改定を検討していく必要がある。

図 1 経営比較分析表 (R3)

2.4 現状における料金収入の分析

最新実績値である令和3年度の実績を基に、現状における料金収入を分析した。

(1) 口径ごとの使用件数

住宅等で使用される13mm～20mmまでの口径が、全体の9割以上を占めている。

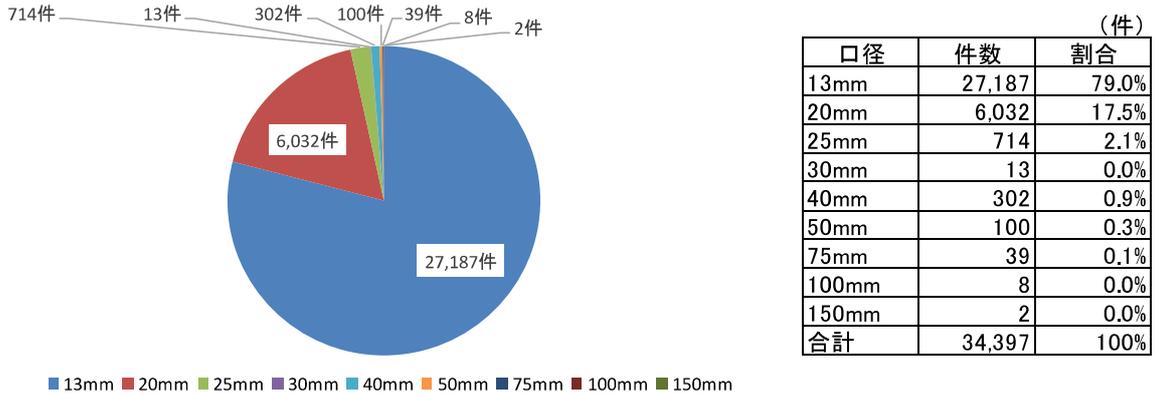


図2 口径ごとの使用件数 (R3)

(2) 口径ごとの使用水量

40mm以上の大口径給水について、使用件数では1%程度であったが、使用水量については約20%を占めており、大口径給水での使用水量の多さが目立っている。

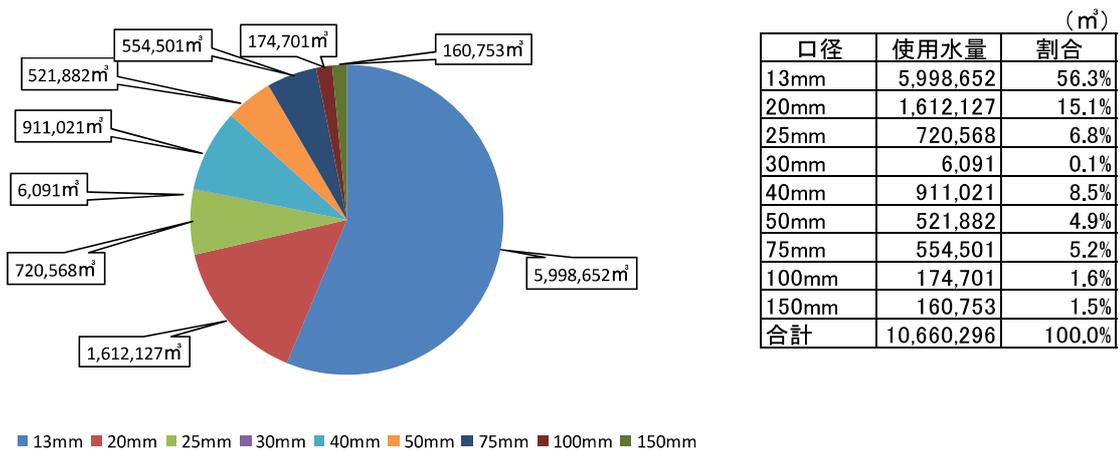


図3 口径ごとの使用水量 (R3)

(3) 口径ごとの調定金額

40 mm以上の使用水量が全体の約 22%であるのに対し、調定金額において約 31%となっているのは、料金の逦増制が原因であると推察される。

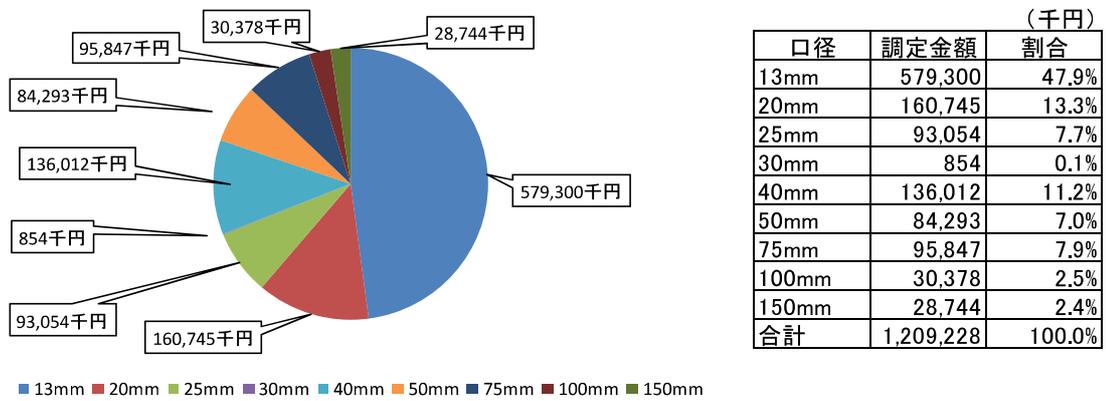


図 4 口径ごとの調定金額（税抜、R3）

(4) 基本料金と水量料金の内訳

料金収入の 78.5%が水量料金となっている。

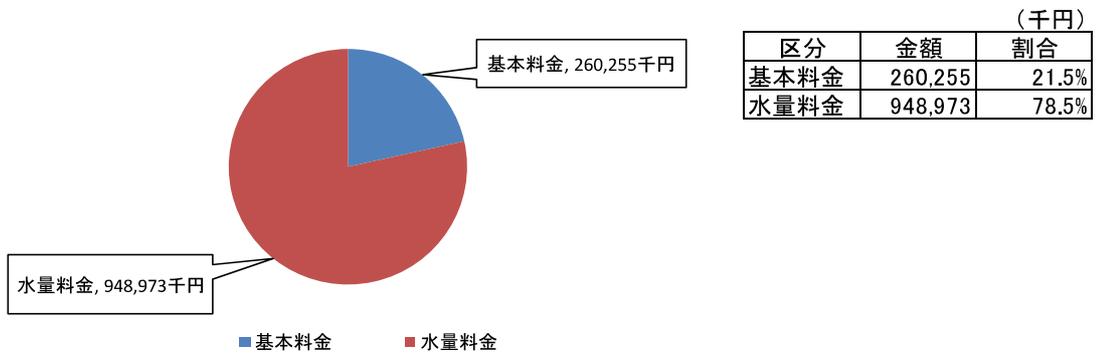


図 5 基本料金と水量料金の内訳（税抜、R3）